

ライフサポート倶楽部より会員様へ…

東京ディズニーリゾートの特別料金のご案内です!!

特別団体契約 サンクスフェスティバル

2008年2月1日(金)～3月21日(金)

※入園制限中のパークではご利用いただくことが出来ません。

特別団体契約サンクス・フェスティバル特別料金

大人(18歳以上) 通常料金 5,800円	➔	4,800円
中人(12～17歳以上) 通常料金 5,000円	➔	4,300円
小人(4～11歳以上) 通常料金 3,900円	➔	3,400円

「東京ディズニーランド」または「東京ディズニーシー」どちらかお好きなパークをお楽しみ頂けます。

◆ご利用方法については、各事業所に配布しておりますチラシをコピーして販売窓口にご提示頂くかライフサポート倶楽部会員専用ホームページからプリントアウトしてご提示下さい。(白・黒コピー可)

期間中、チラシの「**パスポート購入申込書**」をチケット販売窓口にお持ちいただくと、申込書1枚につき**5名様分まで**ご購入いただけます。

総合医療プラン 中途加入を受付開始

募集終了後に加入したいとの声にお応えして中途で加入できるようになりました。この機会に是非ご加入ください。

ここに注目!!

★保険料:30%割引!
★補償内容:入院・手術から身の回り品まで

【お申込み】 回覧される案内をご参照の上、加入希望連絡票を大社協までFAXください。

【募集締切】 平成20年2月20日(水) 必着:平成20年3月1日(土) から補償スタート

【お問合せ】 大阪府社会福祉協議会 総務企画部保険事業グループ
TEL 06-6766-7377 FAX 06-6764-5374

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険

【こんな時にも補償されます】

- 帝王切開で出産した (基本補償A) (手術保険金)
- 海外旅行中にバッグのひったくりにあった (オプションC)
- 自転車を運転中他人にケガをさせた (オプションC)

ご加入例

1日あたりのご負担は…

家族まるごと補償して欲しい

約126円

ひと月あたりでは
約3,772円

半年の保険料は
22,630円

ご本人(44才男性)とご家族(奥さま39才・お子さま12才)が(基本補償A)に、ご本人のみ(オプションB)に併せてご加入の場合

仕事上のケガや貴重品の盗難が心配

約38円

ひと月あたりでは
約1,143円

半年の保険料は
6,860円

ご本人(24才女性)が、(基本補償A)に併せて(オプションC)にご加入の場合

保険金お支払例 <十二指腸炎と診断され入院、すぐに手術。40日入院後、退院。>

◆手術(根治手術)一時金として……………	100,000円	お支払総額
◆入院[5,000円(日額)X40日間]……………	200,000円	300,000円

補償内容	こんなときお役にたちます	保険金額・日額
入院	三大疾病の場合 (三大疾病2倍支払特約)	10,000円
	三大疾病以外の病状やケガの場合 (傷害・疾病入院保険金日額)	5,000円
手術	三大疾病の場合 (三大疾病2倍支払特約)	10・20・40万円
	三大疾病以外の病状やケガの場合 (傷害・疾病手術保険金)	5・10・20万円
通院	三大疾病の場合 (三大疾病2倍支払特約)	4,000円
	三大疾病以外の病状やケガの場合 (傷害・疾病通院保険金日額)	2,000円
死亡	ケガによる (傷害死亡・後遺障害保険金額)	100万円
	ケガによる 後遺障害	3～100万円

プラスαで、より大きな安心!

ガンと診断されたとき (ガン診断保険金担保特約)	100万円
日常生活における賠償責任 (個人賠償責任担保特約)	5,000万円
外出中の携行品の損害 (携行品損害担保特約)	10万円
介護が必要となったとき 所定の介護状態が180日以上継続したとき (介護一時保険金担保特約)	100万円

共済会だより

February 2008
Vol.81



介護費用見舞金事業の実施について

平成16年度から、家族の介護に関する給付事業を開始しています。申請がまだの方は下記をご覧くださいの上、お早めに申請してください。

- ①H16.4.1現在、同居親族(2親等以内)が要介護状態であった場合 … **介護費用見舞金** 一律5万円
- ②H16.4.1以降、親族(2親等以内)が新たに要介護状態となった場合 … **介護費用見舞金** 一律5万円
- ③上記②の場合において、会員が実際に費用を負担した場合 … **介護費用助成金** 5万円限度

【ご注意】 ◆ H16.4.1現在の状況により、給付対象者が異なりますのでご注意ください。
◆ 給付をうけることができるのは、同一親族につき1回限りとなります。

要介護状態とは(年齢に関係なく)

傷害、疾病または精神障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とするつぎの状態をいいます。

(1) 右の日常生活動作事項のうち、全部介助が1項目以上および一部介助が2項目以上継続していること。

	全部介護	一部介護
イ. 歩行	歩行不可能	付き添いが手や肩を貸せば、歩ける。
ロ. 排泄	常時おむつを使用している。	介助があれば簡易便器でできる。夜間は、おむつを使用している。
ハ. 食事	臥床のままでは食べさせなければ食事ができない。	スプーン等を使用し一部介助すれば食事ができる。
ニ. 入浴	自分でできないので全て介助しなければならない。特殊浴槽を使っている。清拭を行っている。	自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する。浴槽の出入りに介助を要する。
ホ. 着脱衣	自分でできないので、全て介助しなければならない。	手を貸せば、着脱できる。

(2) 右の問題行動項目のうち、いずれか1項目以上が重度または中度に該当し継続していること。

	重 度	中 度
イ. 攻撃的行為	人に暴力をふるう。	乱暴なふるまいを行う。
ロ. 自傷行為	自殺を図る。	自分の体を傷つける。
ハ. 火の扱い	火を常にもてあそぶ。	火の不始末が時々ある。
ニ. 徘徊	屋外をあてもなく歩き回る。	家中をあてもなく歩き回る。
ホ. 不穏興奮	いつも興奮している。	しばしば興奮し騒ぎ立てる。
ヘ. 不潔行為	糞尿をもてあそぶ。	場所をかまわず放尿、排便をする。
ト. 失禁	常に失禁する。	時々失禁する。

給付手続きに必要な書類

- 施設に備え付けの介護見舞金給付・事前報告書をご記入の上、FAXにて共済会まで送付してください。後ほど、詳しい手続きをご案内いたします。
- 「要介護状態」の証明については、所定の様式による医師の診断書をご提出いただきます。平成16年4月1日現在、既に要介護の同居親族(45歳以上)がいた場合の「介護費用見舞金」給付については、公的

介護保険での要介護度3以上の認定を証明する書類を、医師の診断書に代えることもできます。

- 2親等以内の親族であることの確認には戸籍謄本(写)を、同居の確認には住民票をご提出いただきます。

※詳しくは、「介護費用見舞金・介護費用助成金の給付請求について」の資料をご請求ください。



広報「共済会だより」 第81号
発行日:2008年2月1日



財団法人
大阪民間社会福祉事業
従事者共済会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6768-8144 (代表) FAX 06-6768-9362
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage http://kyosaikai.or.jp/